

町営住宅募集案内書 (河和第二団地)



〒470-2492

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地

美浜町役場 産業建設部 都市整備課 住宅支援係

電話 0569-82-1111 (内線246)

■申 込 資 格

1 美浜町に居住する方または町内に勤務場所を有する方であること

2 同居する親族(内縁関係にある方、及び婚約者を含む)があること

- 美浜町に居住する方または町内に勤務場所を有すること。
- 町が定める入居可能日から10日以内に、申込書記載の家族全員が入居できる方でないと申込みできません。
- 親族とは民法上の親族を意味します。
- 単身者の申込みはできません。
- 内縁関係にある方は戸籍謄本で他に婚姻関係がないことが確認できる場合は申込できます。
- 離婚調停中(裁判所の事件証明書等が必要)などの理由がない限り、夫婦を分割して申込むことはできません。
- 不自然に家族を分割する場合や不自然な寄り合い世帯及び税法上の不要の関係ない親族等で構成された世帯は申込むことはできません。
なお、婚約により申込みをされた方は、入居可能日から10日以内に申込家族のうち1名は必ず入居し、1か月以内には、申込家族全員が入居してください。
- 出生や死亡の場合を除き、申請後の同居親族の変更や婚約者の変更があった場合は申込みを無効とします。

3 現に住宅に困窮していること

- 申込者本人及び同居予定者の中に持家(共有名義を含む)のある方がいる場合及び公営住宅入居者は特別な場合を除いて申込みできません。

4 公営住宅法令に定める収入基準に適合しており、申込者全員が町税等を滞納していないこと

- 申込日現在での、家族全員の収入金額が収入基準の計算対象となります。
- 婚約者の方を除き、申込現在で収入のある方を退職予定での無職無収入とした申込みはできません。
- 町税等の滞納があり、現在分納中の方の申込みはできません。

5 申込者及び同居する親族全員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員)でないこと

■選 考 方 法

- 住宅に困窮する実情を調査し、若者・子育て世帯を優先的に、かつ住宅に困窮する度合いの高いものから入居者を決定します。
- 住宅の困窮順位が同じ場合は、公開抽選により入居者を決定します。

■入 居 決 定 後 の 手 続 き

- 家賃3か月分の敷金の納付が必要です。
- 賃貸借契約書等の書類に必要事項を記入し提出してください。



■入 居 し て か ら の こ と

共用部に設置されている設備を使用するための費用(街路灯の電気使用料、浄化槽の利用料、集会所の維持管理費等＝「共益費」)が家賃とは別途必要です。

河和第二団地の管理、共同施設等の修繕の取り次ぎをする「世話人」、河和団地・河和第二団地全体を管理する「管理人」という役を順番に引き受けてもらいます。

- 共用敷地の清掃及び樹木・花木等の手入れは入居者に行ってもらいます。
- 入居中に破損及び汚損した箇所の修繕は入居者に行ってもらいます。

■入 居 期 限

- 10年

■入 居 に 関 す る 注 意 事 項

- 犬・猫などのペット類は、鳴き声や悪臭のため近隣の入居者の方に迷惑をかけることとなりますので、飼育は固くお断りしております。
- 駐車場は入居時に決められた場所に駐車してください。
- 毎月の家賃は必ず納期限(その月の月末)までに納付してください。家賃を3か月以上滞納されますと、住宅を明け渡してもらいます。民間の賃貸住宅と異なり、住民が団地を管理する部分(共益費・樹木の管理等)がありますがそれを承知の上で申込みをしてください。
- 町営住宅には、多数の方々が入居されております。快適な共同生活を円満に営むためには、「他人への思いやり」や「お互いの協力」が必要になります。入居されましたら、町営住宅を明るく楽しい生活の場所としてくださるようお願いいたします。

申込みに必要な書類

1 町営住宅入居申込書

2 家族全員(入居される予定の方)の省略のない住民票

3 在勤を証明する書類

勤め先のわかる書類（源泉徴収票、給与明細書等）又は在勤証明書（勤め先から交付を受けてください）。

4 収入を証明する書類（別紙参照）

- 婚約者の方で、現在収入のある方でも、入居可能日までに退職することを条件に申込みをされる方は、退職予定証明書を提出してください。退職予定証明書があれば、所得証明書は不要です。なお、この場合、入居可能日までに退職証明書を提出していただくことになります。
- 婚約者の方を除き、申込日現在で収入のある方を、退職予定での無職無収入とした申込みはできません。

5 扶養又は無職を証明する書類

申込家族のうち、収入のない方については、無職の証明又は扶養されていることを証明する書類が必要です。

- ① 最近退職された方は、離職票の写し又は、退職証明書を提出してください。
- ② 収入のある方の扶養になっている方は、健康保険証（国民健康保険証を除く）の写し又は、市区町村の税務担当課で発行される扶養証明書又は非課税証明書等を提出してください。

6 納税証明書

申込者分の納税証明書（未納の税額のない証明）を提出して下さい。

7 婚約中の方は下記の書類

- ① 婚約証明書
- ② 婚約入居の誓約書

8 次に該当する方は戸籍謄本・家族全員の省略のない住民票（本籍・住所が町外の方）

- ① 両親が死亡し、兄弟姉妹で申込みする方。
- ② 世帯・母子世帯で申込みする方。
- ③ 父子内縁関係等で申込みする方。
- ④ 別居中の親（子）世帯等と、同居する申込の方。

9 その他

- ① 別居中の親（子）世帯等と同居する申込みの方は、同居入居の誓約書。
- ② 心身障害者の方は、障害を証明する手帳の写し等。
- ③ 原子爆弾被爆者の方は、被爆者であることを証明する書類。
- ④ 離婚調停中の方は、裁判所発行の事件証明書等。
- ⑤ 持家処分により申込みされる方は、不動産の媒介契約書、又は競売開始の証明書等。
- ⑥ 現在、賃貸アパートや借家等に居住されている方は、賃貸借契約書の写し、又は家賃の支払い済証明書等。